

# 北九州市国民保護計画

令和7年2月  
北九州市

# 目次

## 第1編 総論

### 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

- 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 市国民保護計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 市国民保護計画の見直し、変更手続・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### 第2章 国民保護措置に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

- 第1 北九州市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 第2 福岡県・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 第3 指定地方行政機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 第4 指定公共機関及び指定地方公共機関・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

### 第4章 北九州市の地理的、社会的特徴

- 1 位置及び地形・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 人口分布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 気候・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 4 道路の位置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 5 鉄道、空港、港湾の位置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 6 自衛隊、海上保安庁の施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 7 石油コンビナート等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

### 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

- 1 武力攻撃事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 緊急対処事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

- 第1 市における組織・体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
  - 1 市の各局区室等における平素の業務・・・・・・・・・・・・ 21
  - 2 市職員等の参集基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
  - 3 国民の権利利益の救済に係る手続等・・・・・・・・・・・・ 26
- 第2 関係機関との連携体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
  - 1 基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
  - 2 県との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
  - 3 近接市町村との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
  - 4 指定公共機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
  - 5 市民防災会等に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 第3 通信の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
  - 1 非常通信体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
  - 2 非常通信体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
  - 3 市における通信の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 第4 情報収集・提供等の体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
  - 1 基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
  - 2 警報等の伝達に必要な準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
  - 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備・・・・・・・・ 34
  - 4 被災情報の収集・報告に必要な準備・・・・・・・・・・・・ 36
- 第5 研修及び訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
  - 1 研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

2	訓練	37
<b>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</b>		
1	避難に関する基本的事項	40
2	避難実施要領のパターンの作成	41
3	救援に関する基本的事項	41
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	42
5	避難施設の指定	43
6	生活関連等施設の把握等	45
<b>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</b>		
1	市における備蓄	46
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	46
<b>第4章 国民保護に関する啓発</b>		
1	国民保護措置に関する啓発	48
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	48
<b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b>		
<b>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b>		
1	事態認定前における国民保護警戒本部の設置 及び初動措置	49
2	対策本部への移行に要する調整	50
3	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	51
<b>第2章 市対策本部の設置等</b>		
1	市対策本部の設置	52
2	市対策本部における広報等	55
3	通信の確保	56
<b>第3章 関係機関相互の連携</b>		
1	国・県の対策本部との連携	57
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	57
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	58
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	58
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	59
6	市の行う応援等	59
7	ボランティア団体等に対する支援等	60
8	住民への協力要請	60
<b>第4章 警報及び避難の指示等</b>		
第1 警報の伝達等		61
1	警報の内容の伝達等	61
2	警報の内容の伝達方法	62
3	緊急通報の伝達及び通知	63
第2 避難住民の誘導等		64
1	避難の指示の通知・伝達	64
2	避難の方法の基本的考え方	65
3	都市部における住民の避難等	67
4	避難実施要領の策定	67
5	避難住民の誘導	71
<b>第5章 救援</b>		
1	救援の実施	77
2	関係機関との連携・協力	77

3	救援の内容	78
<b>第6章</b>	<b>安否情報の収集・提供</b>	
1	安否情報の収集	83
2	県に対する報告	83
3	安否情報の照会に対する回答	84
4	日本赤十字社に対する協力	85
<b>第7章</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	
第1	武力攻撃災害への対処	86
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	86
2	武力攻撃災害の兆候の通報	86
第2	応急措置等	88
1	退避の指示	88
2	警戒区域の設定	89
3	応急公用負担等	90
4	消防に関する措置等	91
第3	生活関連等施設における災害への対処等	94
1	生活関連等施設の安全確保	94
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	94
3	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	95
第4	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	96
1	武力攻撃原子力災害への対処	96
2	NBC攻撃による災害への対処	97
<b>第8章</b>	<b>被災情報の収集及び報告</b>	101
<b>第9章</b>	<b>保健衛生の確保その他の措置</b>	
1	保健衛生の確保	102
2	廃棄物の処理	102
<b>第10章</b>	<b>国民生活の安定に関する措置</b>	
1	生活関連物資等の価格安定	104
2	避難住民等の生活安定等	104
3	生活基盤等の確保	104
<b>第11章</b>	<b>特殊標章等の交付及び管理</b>	105
<b>第4編</b>	<b>復旧等</b>	
<b>第1章</b>	<b>応急の復旧</b>	
1	基本的考え方	109
2	公共的施設の応急の復旧	109
<b>第2章</b>	<b>武力攻撃災害の復旧</b>	110
<b>第3章</b>	<b>国民保護措置に要した費用の支弁等</b>	
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	111
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	111
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	112
<b>第5編</b>	<b>緊急対処事態への対処</b>	
1	緊急対処事態	113
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	113
<b>対応事例編</b>		114
<b>資料編</b>		